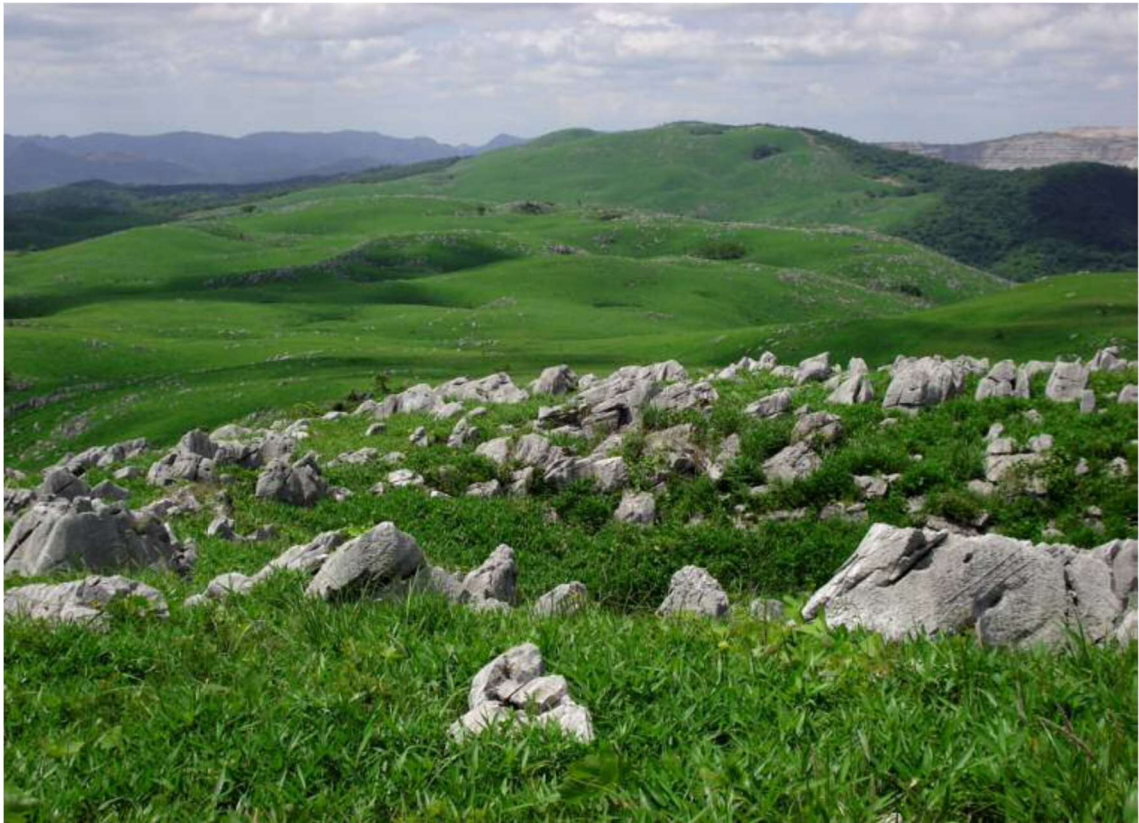


令和6年度
美祢市水道水質検査計画



美祢市上下水道局

令和6年度水質検査計画

水道の水質基準改正(平成16年4月1日施行)に伴う水道法施行規則改正によって水質検査計画を策定します。

検査計画の内容

1. 基本的な方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び水道水の状況
4. 検査地点
5. 検査項目及び頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査方法
8. 水質検査計画及び結果の公表について
9. 検査結果の評価について
10. 水質検査の精度と信頼性保証について
11. 関係者との連携

1. 基本的な方針

(1) 検査地点

水道法で義務づけられている給水栓(蛇口)に加えて、原水とします。

(2) 検査項目

水道法で義務づけられた水質基準項目とします。

(3) 検査頻度

水道法及び本市の過去の検査結果などに基づいて、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。(別表1 令和5年度水質基準項目の検査頻度 参照)

2. 水道事業の概要

美祢市内各地区の概要については下記のとおりです。

(1) 美祢地域

旧 上 水 道 地 区			
認可年月日(当初)	昭和32年4月8日	水 源	浅井戸
計画給水人口	12,920人	計 画 1 日 最大給水量	11,841m ³
処 理 方 法	硬度低減化、塩素滅菌		

於 福 地 区			
認可年月日(当初)	昭和31年12月15日	水 源	浅井戸
計画給水人口	1,260人	計 画 1 日 最大給水量	519m ³
処 理 方 法	急速ろ過、塩素滅菌		

厚 保 地 区			
認可年月日(当初)	昭和41年5月23日	水 源	深井戸
計画給水人口	530人	計 画 1 日 最大給水量	180m ³
処 理 方 法	急速ろ過、塩素滅菌		

麻 生 地 区			
認可年月日(当初)	昭和44年10月1日	水 源	深井戸
計画給水人口	1,710人	計 画 1 日 最大給水量	1,255m ³
処 理 方 法	急速ろ過、塩素滅菌		

三 光 地 区			
認可年月日(当初)	平成13年1月17日	水 源	深井戸
計画給水人口	112人	計 画 1 日 最大給水量	42m ³
処 理 方 法	急速ろ過、塩素滅菌		

熊 の 倉 地 区			
認可年月日(当初)	平成20年8月26日	水 源	深井戸
計画給水人口	146人	計 画 1 日 最大給水量	87m ³
処 理 方 法	急速ろ過、塩素滅菌		

(2) 秋芳地域

秋吉地区			
認可年月日(当初)	昭和33年7月15日	水 源	祖父ヶ瀬浄水場より受水
計画給水人口	3,000人	計 画 1 日 最大給水量	1,500m ³
処 理 方 法	硬度低減化、塩素滅菌		

別府地区			
認可年月日(当初)	昭和37年8月15日	水 源	浅井戸
計画給水人口	1,510人	計 画 1 日 最大給水量	700m ³
処 理 方 法	急速ろ過、塩素滅菌		

嘉万地区			
認可年月日(当初)	昭和38年7月30日	水 源	伏流水
計画給水人口	2,040人	計 画 1 日 最大給水量	670m ³
処 理 方 法	急速ろ過、塩素滅菌		

(3) 美東地域

美東地区			
認可年月日(当初)	昭和51年6月12日	水 源	深井戸、浅井戸
計画給水人口	4,900人	計 画 1 日 最大給水量	1,945m ³
処 理 方 法	硬度低減化、急速ろ過、塩素滅菌		

赤郷北西地区			
認可年月日(当初)	昭和54年5月26日	水 源	表流水
計画給水人口	150人	計 画 1 日 最大給水量	33m ³
処 理 方 法	緩速ろ過、塩素滅菌		

綾木東部地区			
認可年月日(当初)	昭和57年3月4日	水 源	深井戸
計画給水人口	430人	計 画 1 日 最大給水量	90m ³
処 理 方 法	急速ろ過、塩素滅菌		

十 文 字 工 業 団 地			
認可年月日(当初)	令和2年3月16日	水 源	深井戸
計画給水人口	0人	計 画 1 日 最大給水量	1,000m ³
処 理 方 法	塩素滅菌		

3. 原水及び水道水の状況

本市固有の地質により、地下水源には一部の地区を除きカルシウム及びマグネシウムの含有量が多く硬度が高い傾向にあります。旧上水道地区、秋吉地区、美東地区においては、硬度低減化装置により原水の硬度を半減させるなど処理を行ったのち、各家庭に水道水を供給しています。

4. 検査地点（別表参照）

毎日検査については水源又は配水系統ごとの給水栓にて行います。水質基準項目の検査も同様に行うと同時に水質管理上必要である原水についても実施します。

5. 検査項目及び頻度（別表参照）

(1) 検査項目

水質基準項目に掲げられた全項目（51項目）を検査します。

(2) 検査頻度

給水栓における水質基準項目の検査は、水道事業体の状況に応じて検査頻度を減じることができます。

本市は法令で定められた頻度を基本とし、その他特に水質管理上注意すべき項目を考慮し検査頻度を決定することとします。

6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

7. 水質検査方法

水質検査は委託で行い、検査方法は水質基準に関する省令（平成15年5月30日 厚生労働省令第101号）に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年7月22日 厚生労働省告示第261号）とします。

8. 水質検査計画及び結果の公表について

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、水質検査結果と共に上下水道局で閲覧できます。

9. 検査結果の評価について

検査結果の評価は検査ごとに行います。また、検査の結果をもとに、必要があれば検査計画を見直していきます。

10. 水質検査の精度と信頼性保証について

結果を評価するにあたり、検査の精度と信頼性を保証するため受託者と共に技術の向上に努めます。

11. 関係者との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合、市生活環境課、県生活衛生課、関係水道事業者等と情報交換をするとともに、現地調査と適切な事故処理を行い、水道水の安全性を確保します。

別表1(令和6年度水質基準項目の検査頻度)
【上水道事業 美祢地域 1/4】

単位：回/年

検査項目	単位	基本検査頻度	基準値	旧上水道地区							三光地区		浄水の検査頻度設定理由 (水道法施行規則第15条による)	
				原水		浄水					原水	浄水		
				上水	白岩	河原	曾原	榎田	荒川	川東	三光	三光		
1 一般細菌	個/ml	月1回	100	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1箇月に1回以上が義務付けられている項目
2 大腸菌	個/ml	月1回	不検出	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
3 カドミウム及びその化合物	mg/l	年4回	0.003	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回以上)
4 水銀及びその化合物	mg/l	年4回	0.0005	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
5 セレン及びその化合物	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6 鉛及びその化合物	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
7 ヒ素及びその化合物	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
8 六価クロム化合物	mg/l	年4回	0.02	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
9 亜硝酸態窒素	mg/l	年4回	0.04	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3箇月に1回以上が義務付けられている項目(削減不可)
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	年4回	0.01	1	1	4	4	4	4	4	1	4	1	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	年4回	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3箇月に1回以上が義務付けられている項目(削減不可)
12 フッ素及びその化合物	mg/l	年4回	0.8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
13 ホウ素及びその化合物	mg/l	年4回	1.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
14 四塩化炭素	mg/l	年4回	0.002	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
15 1,4-ジオキササン	mg/l	年4回	0.05	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	年4回	0.04	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
17 ジクロロメタン	mg/l	年4回	0.02	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
18 テトラクロロエチレン	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
19 トリクロロエチレン	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
20 ベンゼン	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
21 塩素酸	mg/l	年4回	0.6			4	4	4	4	4			4	3箇月に1回以上が義務付けられている項目(削減不可)
22 クロロ酢酸	mg/l	年4回	0.02			4	4	4	4	4			4	
23 クロロホルム	mg/l	年4回	0.06			4	4	4	4	4			4	
24 ジクロロ酢酸	mg/l	年4回	0.03			4	4	4	4	4			4	
25 ジブロモクロロメタン	mg/l	年4回	0.1			4	4	4	4	4			4	
26 臭素酸	mg/l	年4回	0.01			4	4	4	4	4			4	
27 総トリハロメタン	mg/l	年4回	0.1			4	4	4	4	4			4	
28 トリクロロ酢酸	mg/l	年4回	0.03			4	4	4	4	4			4	
29 ブロモジクロロメタン	mg/l	年4回	0.03			4	4	4	4	4			4	
30 ブロモホルム	mg/l	年4回	0.09			4	4	4	4	4			4	
31 ホルムアルデヒド	mg/l	年4回	0.08			4	4	4	4	4			4	
32 亜鉛及びその化合物	mg/l	年4回	1.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回以上)
33 アルミニウム及びその化合物	mg/l	年4回	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
34 鉄及びその化合物	mg/l	年4回	0.3	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	
35 銅及びその化合物	mg/l	年4回	1.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
36 ナトリウム及びその化合物	mg/l	年4回	200	1	1	1	4	4	1	1	1	1	1	
37 マンガン及びその化合物	mg/l	年4回	0.05	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
38 塩化物イオン	mg/l	月1回	200	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1箇月に1回以上が義務付けられている項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	年4回	300	1	1	12	4	4	4	4	1	1	1	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回以上)
40 蒸発残留物	mg/l	年4回	500	1	1	4	4	4	4	4	1	4	1	
41 陰イオン界面活性剤	mg/l	年4回	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	水源における藻類の発生状況によって判断
42 ジェオスミン	mg/l	年4回	0.00001	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
43 2-メチルイソボルネオール	mg/l	年4回	0.00001	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回以上)
44 非イオン界面活性剤	mg/l	年4回	0.02	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
45 フェノール類	mg/l	年4回	0.005	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1箇月に1回以上が義務付けられている項目
46 有機物等	mg/l	月1回	3	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
47 pH値		月1回	5.8~8.6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
48 味		月1回	異常なし			12	12	12	12	12	12	12	12	
49 臭気		月1回	異常なし	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
50 色度	度	月1回	5	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
51 濁度	度	月1回	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	

備考 ① 年4回の実施月については、4月、7月、10月、1月とします。年1回の実施月については、7月とします。
 ② 消毒を行ったときに生成する物質である21番~31番と48番の味については浄水のみ検査となります。
 ③ は、水道法に基づき、水質検査頻度を省略できない項目です。

【上水道事業 美祢地域 3/4】

検査項目	単位	基本検査頻度	基準値	麻生地区										厚保地区		浄水の検査頻度設定理由 (水道法施行規則第15条による)					
				原水					浄水					原水	浄水						
				麻生	豊浦	新豊浦	豊浦第3	豊浦第4	豊浦第5	5区	桃/木	豊浦第3	厚保	本郷							
1 一般細菌	個/ml	月1回	100	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1箇月に1回以上が義務付けられている項目		
2 大腸菌	個/ml	月1回	不検出	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
3 カドミウム及びその化合物	mg/l	年4回	0.003	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
4 水銀及びその化合物	mg/l	年4回	0.0005	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
5 セレン及びその化合物	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6 鉛及びその化合物	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回以上)
7 ヒ素及びその化合物	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	
8 六価クロム化合物	mg/l	年4回	0.02	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
9 亜硝酸態窒素	mg/l	年4回	0.04	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	4	1	4	1	4	3箇月に1回以上が義務付けられている項目(削減不可)
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	年4回	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
12 フッ素及びその化合物	mg/l	年4回	0.8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	
13 ホウ素及びその化合物	mg/l	年4回	1.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
14 四塩化炭素	mg/l	年4回	0.002	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
15 1,4-ジオキサン	mg/l	年4回	0.05	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	年4回	0.04	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回以上)
17 ジクロロメタン	mg/l	年4回	0.02	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
18 テトラクロロエチレン	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
19 トリクロロエチレン	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
20 ベンゼン	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
21 塩素酸	mg/l	年4回	0.6								4	4	4				4		4		
22 クロロ酢酸	mg/l	年4回	0.02								4	4	4				4		4		
23 クロロホルム	mg/l	年4回	0.06								4	4	4				4		4		
24 ジクロロ酢酸	mg/l	年4回	0.03								4	4	4				4		4		
25 ジブromoクロロメタン	mg/l	年4回	0.1								4	4	4				4		4		
26 臭素酸	mg/l	年4回	0.01								4	4	4				4		4	3箇月に1回以上が義務付けられている項目(削減不可)	
27 総トリハロメタン	mg/l	年4回	0.1								4	4	4				4		4		
28 トリクロロ酢酸	mg/l	年4回	0.03								4	4	4				4		4		
29 プロモジクロロメタン	mg/l	年4回	0.03								4	4	4				4		4		
30 ブロモホルム	mg/l	年4回	0.09								4	4	4				4		4		
31 ホルムアルデヒド	mg/l	年4回	0.08								4	4	4				4		4		
32 亜鉛及びその化合物	mg/l	年4回	1.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
33 アルミニウム及びその化合物	mg/l	年4回	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
34 鉄及びその化合物	mg/l	年4回	0.3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回以上)
35 銅及びその化合物	mg/l	年4回	1.0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	
36 ナトリウム及びその化合物	mg/l	年4回	200	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
37 マンガン及びその化合物	mg/l	年4回	0.05	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
38 塩化物イオン	mg/l	月1回	200	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1箇月に1回以上が義務付けられている項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	年4回	300	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	1	4	1	4	1	4		
40 蒸発残留物	mg/l	年4回	500	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	1	4	1	4	1	4	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回以上)	
41 陰イオン界面活性剤	mg/l	年4回	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
42 ジェオスミン	mg/l	年4回	0.00001	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	水源における藻類の発生状況によって判断
43 2-メチルイソボルネオール	mg/l	年4回	0.00001	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
44 非イオン界面活性剤	mg/l	年4回	0.02	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回以上)
45 フェノール類	mg/l	年4回	0.005	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
46 有機物等	mg/l	月1回	3	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
47 pH値		月1回	5.8~8.6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
48 味		月1回	異常なし	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
49 臭気		月1回	異常なし	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1箇月に1回以上が義務付けられている項目
50 色度	度	月1回	5	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
51 濁度	度	月1回	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	

備考 ① 年4回の実施月については、4月、7月、10月、1月とします。年1回の実施月については、7月とします。
 ② 消毒を行ったときに生成する物質である21番～31番と48番の味については浄水のみを検査となります。
 ③ は、水道法に基づき、水質検査頻度を省略できない項目です。

【上水道事業 美祢地域 4/4】

単位：回/年

検査項目	単位	基本検査頻度	基準値	熊の倉地区		神柳地区		金山地区		石館地区		浄水の検査頻度設定理由 (水道法施行規則第15条による)
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	
				熊の倉	熊の倉	神柳	神柳	金山	金山	石館	石館	
1 一般細菌	個/ml	月1回	100	12	12	12	12	12	12	12	12	1箇月に1回以上が義務付けられている項目
2 大腸菌		月1回	不検出	12	12	12	12	12	12	12	12	
3 カドミウム及びその化合物	mg/l	年4回	0.003	1	1	1	1	1	1	1	1	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合には1年に1回以上)
4 水銀及びその化合物	mg/l	年4回	0.0005	1	1	1	1	1	1	1	1	
5 セレン及びその化合物	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	1	
6 鉛及びその化合物	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	1	
7 ヒ素及びその化合物	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	4	1	1	
8 六価クロム化合物	mg/l	年4回	0.02	1	1	1	1	1	1	1	1	
9 亜硝酸態窒素	mg/l	年4回	0.04	1	1	1	1	1	1	1	1	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	年4回	0.01	1	4	1	4	1	4	1	4	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	年4回	10	1	1	1	1	1	1	1	1	
12 フッ素及びその化合物	mg/l	年4回	0.8	1	4	1	1	1	1	1	1	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合には1年に1回以上)
13 ホウ素及びその化合物	mg/l	年4回	1.0	1	1	1	1	1	1	1	1	
14 四塩化炭素	mg/l	年4回	0.002	1	1	1	1	1	1	1	1	
15 1,4-ジオキササン	mg/l	年4回	0.05	1	1	1	1	1	1	1	1	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	年4回	0.04	1	1	1	1	1	1	1	1	
17 ジクロロメタン	mg/l	年4回	0.02	1	1	1	1	1	1	1	1	
18 テトラクロロエチレン	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	1	
19 トリクロロエチレン	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	1	
20 ベンゼン	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	1	
21 塩素酸	mg/l	年4回	0.6		4		4		4		4	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (削減不可)
22 クロロ酢酸	mg/l	年4回	0.02		4		4		4		4	
23 クロロホルム	mg/l	年4回	0.06		4		4		4		4	
24 ジクロロ酢酸	mg/l	年4回	0.03		4		4		4		4	
25 ジブロモクロロメタン	mg/l	年4回	0.1		4		4		4		4	
26 臭素酸	mg/l	年4回	0.01		4		4		4		4	
27 総トリハロメタン	mg/l	年4回	0.1		4		4		4		4	
28 トリクロロ酢酸	mg/l	年4回	0.03		4		4		4		4	
29 ブロモジクロロメタン	mg/l	年4回	0.03		4		4		4		4	
30 ブロモホルム	mg/l	年4回	0.09		4		4		4		4	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合には1年に1回以上)
31 ホルムアルデヒド	mg/l	年4回	0.08		4		4		4		4	
32 亜鉛及びその化合物	mg/l	年4回	1.0	1	1	1	1	1	1	1	1	
33 アルミニウム及びその化合物	mg/l	年4回	0.2	1	1	1	4	1	4	1	1	
34 鉄及びその化合物	mg/l	年4回	0.3	1	1	1	4	1	4	1	1	
35 銅及びその化合物	mg/l	年4回	1.0	1	1	1	1	1	1	1	1	
36 ナトリウム及びその化合物	mg/l	年4回	200	1	1	1	1	1	1	1	1	
37 マンガン及びその化合物	mg/l	年4回	0.05	1	1	1	1	1	1	1	1	
38 塩化物イオン	mg/l	月1回	200	12	12	12	12	12	12	12	12	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	年4回	300	1	4	1	1	1	4	1	4	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合には1年に1回以上)
40 蒸発残留物	mg/l	年4回	500	1	4	1	1	1	4	1	4	
41 陰イオン界面活性剤	mg/l	年4回	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	水源における藻類の発生状況によって判断
42 ジェオスミン	mg/l	原因藻類発生時期に月1回以上	0.00001	1	1	1	1	1	1	1	1	
43 2-メチルイソボルネオール	mg/l	年4回	0.00001	1	1	1	1	1	1	1	1	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合には1年に1回以上)
44 非イオン界面活性剤	mg/l	年4回	0.02	1	1	1	1	1	1	1	1	
45 フェノール類	mg/l	年4回	0.005	1	1	1	1	1	1	1	1	1箇月に1回以上が義務付けられている項目
46 有機物等	mg/l	月1回	3	12	12	12	12	12	12	12	12	
47 pH値		月1回	5.8~8.6	12	12	12	12	12	12	12	12	
48 味		月1回	異常なし	12	12	12	12	12	12	12	12	
49 臭気		月1回	異常なし	12	12	12	12	12	12	12	12	
50 色度	度	月1回	5	12	12	12	12	12	12	12	12	
51 濁度	度	月1回	2	12	12	12	12	12	12	12	12	

備考 ① 年4回の実施月については、4月、7月、10月、1月とします。年1回の実施月については、7月とします。
 ② 消毒を行ったときに生成する物質である21番~31番と48番の味については浄水のみ検査となります。
 ③ は、水道法に基づき、水質検査頻度を省略できない項目です。

【上水道事業 秋芳地域】

単位：回／年

検査項目	単位	基本検査頻度	基準値	嘉万地区水道		別府地区水道		秋吉地区水道			浄水の検査頻度設定理由 (水道法施行規則第15条による)
				原水	浄水	原水	浄水	浄水			
				半田水源	共和分団 第1部隊 消防器庫	別府 水源	下水 処理場	秋吉台 展望台	消防署 東部 出張所	岩永 ふるさと センター	
1 一般細菌	個/ml	月1回	100	12	12	12	12	12	12	12	1箇月に1回以上が義務付けられている項目
2 大腸菌	個	月1回	不検出	12	12	12	12	12	12	12	
3 カドミウム及びその化合物	mg/l	年4回	0.003	1	1	1	1	1	1	1	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合には1年に1回以上)
4 水銀及びその化合物	mg/l	年4回	0.0005	1	1	1	1	1	1	1	
5 セレン及びその化合物	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	
6 鉛及びその化合物	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	
7 ヒ素及びその化合物	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	
8 六価クロム化合物	mg/l	年4回	0.02	1	1	1	1	1	1	1	
9 亜硝酸態窒素	mg/l	年4回	0.04	1	1	1	1	1	1	1	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	年4回	0.01	1	4	1	4	4	4	4	3箇月に1回以上が義務付けられている項目(削減不可)
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	年4回	10	1	1	1	1	1	1	1	
12 フッ素及びその化合物	mg/l	年4回	0.8	1	1	1	1	1	1	1	
13 ホウ素及びその化合物	mg/l	年4回	1.0	1	1	1	1	1	1	1	
14 四塩化炭素	mg/l	年4回	0.002	1	1	1	1	1	1	1	
15 1,4-ジオキサン	mg/l	年4回	0.05	1	1	1	1	1	1	1	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	年4回	0.04	1	1	1	1	1	1	1	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合には1年に1回以上)
17 ジクロロメタン	mg/l	年4回	0.02	1	1	1	1	1	1	1	
18 テトラクロロエチレン	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	
19 トリクロロエチレン	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	
20 ベンゼン	mg/l	年4回	0.01	1	1	1	1	1	1	1	
21 塩素酸	mg/l	年4回	0.6		4		4	4	4	4	
22 クロロ酢酸	mg/l	年4回	0.02		4		4	4	4	4	
23 クロロホルム	mg/l	年4回	0.06		4		4	4	4	4	
24 ジクロロ酢酸	mg/l	年4回	0.03		4		4	4	4	4	
25 ジブロモクロロメタン	mg/l	年4回	0.1		4		4	4	4	4	
26 臭素酸	mg/l	年4回	0.01		4		4	4	4	4	
27 総トリハロメタン	mg/l	年4回	0.1		4		4	4	4	4	
28 トリクロロ酢酸	mg/l	年4回	0.03		4		4	4	4	4	
29 ブロモジクロロメタン	mg/l	年4回	0.03		4		4	4	4	4	
30 ブロモホルム	mg/l	年4回	0.09		4		4	4	4	4	
31 ホルムアルデヒド	mg/l	年4回	0.08		4		4	4	4	4	
32 亜鉛及びその化合物	mg/l	年4回	1.0	1	1	1	1	1	1	1	
33 アルミニウム及びその化合物	mg/l	年4回	0.2	1	1	1	4	1	4	4	
34 鉄及びその化合物	mg/l	年4回	0.3	1	1	1	1	1	1	1	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合には1年に1回以上)
35 銅及びその化合物	mg/l	年4回	1.0	1	1	1	1	1	1	1	
36 ナトリウム及びその化合物	mg/l	年4回	200	1	1	1	1	1	1	1	
37 マンガン及びその化合物	mg/l	年4回	0.05	1	1	1	1	1	1	1	
38 塩化物イオン	mg/l	月1回	200	12	12	12	12	12	12	12	1箇月に1回以上が義務付けられている項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	年4回	300	1	1	1	4	4	4	4	
40 蒸発残留物	mg/l	年4回	500	1	1	1	4	4	4	4	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合には1年に1回以上)
41 陰イオン界面活性剤	mg/l	年4回	0.2	1	1	1	1	1	1	1	
42 ジェオスミン	mg/l	年4回	0.00001	1	12	1	12	12	12	12	水源における藻類の発生状況によって判断
43 2-メチルイソボルネオール	mg/l	年4回	0.00001	1	12	1	12	12	12	12	
44 非イオン界面活性剤	mg/l	年4回	0.02	1	1	1	1	1	1	1	3箇月に1回以上が義務付けられている項目 (過去3年間の結果が全て基準値の1/5以下の場合には1年に1回以上)
45 フェノール類	mg/l	年4回	0.005	1	1	1	1	1	1	1	
46 有機物等	mg/l	月1回	3	12	12	12	12	12	12	12	
47 pH値		月1回	5.8~8.6	12	12	12	12	12	12	12	
48 味		月1回	異常なし		12		12	12	12	12	1箇月に1回以上が義務付けられている項目
49 臭気		月1回	異常なし	12	12	12	12	12	12	12	
50 色度	度	月1回	5	12	12	12	12	12	12	12	
51 濁度	度	月1回	2	12	12	12	12	12	12	12	

備考 ① 年4回の実施月については、4月、7月、10月、1月とします。年1回の実施月については、7月とします。
 ② 消毒を行ったときに生成する物質である21番~31番と48番の味については浄水のみ検査となります。
 ③ [] は、水道法に基づき、水質検査頻度を省略できない項目です。

別表2 : クリプトスポリジウム・指標菌の検査頻度

番号	検査地点 (水源)	旧上水道地区		於福地区				麻生地区						厚保地区	三光地区
		上水水源	白岩水源	古屋水源	西寺水源	西寺第3水源	岡田水源	麻生水源	豊浦水源	新豊浦水源	豊浦第3水源	豊浦第4水源	豊浦第5水源	厚保水源	三光水源
1	指標菌 (大腸菌 (E. coli))	12	12	12	12	12	4	4	12	4	12	12	4	4	4
2	指標菌 (嫌気性芽胞菌)	12	12	12	12	12	4	4	12	4	12	12	4	4	4
3	クリプトスポリジウム	12	4	12	12	4	0	0	4	0	4	4	0	0	0
4	ジアルジア	12	4	12	12	4	0	0	4	0	4	4	0	0	0

番号	検査地点 (水源)	熊の倉地区	神柳地区	金山地区	石館地区	堀越地区	美東地区				赤郷北西地区	綾木東部地区		嘉万地区	別府地区
		熊の倉水源	神柳水源	金山水源	石館水源	堀越水源	水溜水源	新井手水源	南部水源	十文字工業団地	北西水源	第一水源	第二水源	半田水源	別府水源
1	指標菌 (大腸菌 (E. coli))	4	12	4	4	4	12	12	12	12	12	12	12	12	12
2	指標菌 (嫌気性芽胞菌)	4	12	4	4	4	12	12	12	12	12	12	12	12	12
3	クリプトスポリジウム	0	12	0	0	0	4	4	4	12	4	4	4	4	4
4	ジアルジア	0	12	0	0	0	4	4	4	12	4	4	4	4	4